

様

春日井市長

春日井市住民票の写し等交付通知書

あなたの住民票の写し等を第三者等に交付しましたので、春日井市住民票の写し等の交付に係る本人通知等制度に関する要綱第7条の規定により通知します。

なお、第三者等へ住民票の写し等を交付した事実の証明（以下、「交付事実証明書」という。）が必要な場合は、春日井市住民票の写し等交付事実証明書交付申請書にこの通知書と次の書類等を添えて、市長に申請することができます。（申請は当通知書を受領した日から60日以内に限りします。）

- 1 この通知書のほかに交付事実証明書の交付の申請に必要な書類等
 - (1) 窓口に来られる方の本人確認書類（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等）
 - (2) 法定代理人であるときは、(1)及びその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
 - (3) 任意代理人であるときは、(1)とあわせて委任状及び委任者の本人確認書類
 - (4) 手数料（1通300円）

- 2 交付事実証明書に記載される事項
 - (1) 住民票の写し等の交付年月日
 - (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - (3) 住民票の写し等の交付請求者の区別
 - (4) 登録者の代理人による交付の場合にあっては、その氏名及び住所

- 3 申請窓口及び時間